

事務連絡
令和8年2月26日

各地方運輸局自動車交通部長 殿
沖縄総合事務局運輸部長 殿

物流・自動車局旅客課長

自家用車活用事業の運用改善等について

自家用車活用事業（以下「日本版ライドシェア」という。）は、令和6年3月に制度を創設して以降、地域の実情や現場のニーズを踏まえ、柔軟な運用改善等をおこなってきたところである。

今般、これまで発出した事務連絡について統合、整理することとするので、その旨了知されるとともに、遺漏なきよう取り図らわれない。

なお、本事務連絡の発出に伴い、別紙1に掲げる事務連絡を廃止する。

記

1. 曜日・時間帯及び車両数、営業区域に関する運用改善関係

(1) 雨天・酷暑における日本版ライドシェアの運用改善について

雨天時及び酷暑時においては、移動需要が大きくなる傾向があることから、一定の降水量もしくは気温が予報される場合の取扱いについては以下のとおりとする。

① 使用可能な曜日・時間帯について

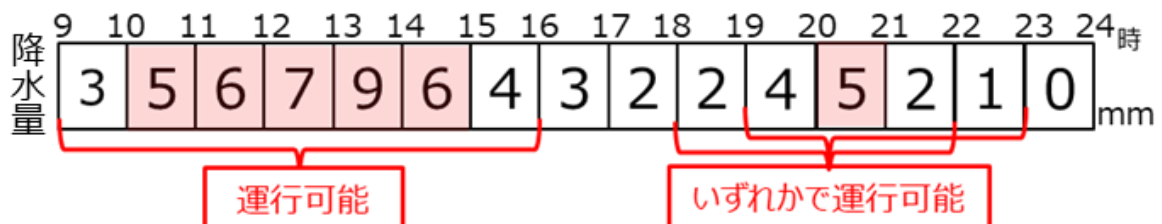
(雨天時)

(ア) 24時間先までの降水量の予報が1時間5mm以上となった時間帯

(イ) 上記の前後1時間

なお、1時間5mm以上の降水量が予報されている時間が1時間であった場合は、当該時間の前後1時間または2時間において、最大4時間まで使用可能とする。

(使用可能な時間の例)



降水量は一般財団法人日本気象協会がホームページに掲載する降水量の予報により確認する。

※各営業区域において確認する降水量予報は別紙2のとおり

(酷暑時)

(ア) 水曜日の午前10時時点で、翌日の木曜日から次週の水曜日までの1週間の気温の予報のうち、最高気温35℃以上の日が1日以上観測された場合

(イ) 当該1週間の全ての日において、11時から17時台において使用可能とする。

木	金	土	日	月	火	水
33.1℃	33.9℃	32.7℃	36.5℃	34.6℃	34.1℃	31.9℃

**35.0℃以上が1日観測されているため
当該一週間は11時から17時台において運行可能**

気温は一般財団法人日本気象協会がホームページに掲載する気温の予報により確認する。

※各営業区域において確認する気温予報は別紙3のとおり

② 使用可能な車両数について

各営業所における使用可能車両数として通知された車両数のうち最大のものを使用できることとする。

なお、不足車両数が指定されている時間と上記①の時間が重なった場合は、使用可能車両数に加えて上記の車両数を使用できることとする。

(使用可能車両数の最大が10台の事業者の例)

営業区域	曜日及び時間帯	使用可能車両数	雨天・酷暑時の使用可能車両数
A 交通圏	不足車両数が指定されていない曜日・時間帯	0台	10台
	不足車両数が指定されている曜日・時間帯	10台	20台

③ 対象の営業区域について

特別区・武三、京浜、名古屋、京都市域、札幌、仙台市、県南中央、千葉、大阪市域、神戸市域、広島、福岡の12地域とする。

④ その他

降水量・気温の確認及び使用時間・車両数の判断については、運行管理を行うタクシー事業者の運行管理者が実施するほか、上記規定に沿った雨天時及び酷暑対応を行うことができる機能を有する配車アプリにより実施することも可

能とする。

(2) イベント開催時等における日本版ライドシェアの運用改善について

イベント開催時等における輸送力向上を図るため、日本版ライドシェアにおいて、イベントが開催される時間帯及び一時的に観光客の移動需要が増加する期間中に限り、これまで対象ではなかった時間帯に自家用車を使用することを可能とする等、柔軟な運用を以下のとおり可能とする。

① イベント開催時等における日本版ライドシェアの使用可能時間帯等について

(ア) 日本版ライドシェアの使用可能時間帯の拡大等を認めるケース

イベントの開催及び花見や紅葉等に伴い多くの観光客や来場者が見込まれ、一時的な移動需要の増加に伴う個別輸送が必要と認められる場合であって、下記のいずれかに該当する場合。

I. タクシー事業者がイベント主催者又は周辺自治体からの要請を受けて実施する場合

イベント主催者又はイベント開催地及び花見や紅葉等の観光地周辺自治体（以下、「イベント主催者等」という。）から、使用可能時間帯の拡大及び使用可能車両数の増加を求める旨の要請書が提出され、運輸支局等が必要と判断した場合。なお、当該イベントの開催及び花見や紅葉等に際して、交通規制が実施される場合においては、イベント主催者等が管轄の警察署と調整する際に、開催地周辺において自家用車活用事業の活用が行われる旨もあわせて情報共有し了知いただく。

II. 日本版ライドシェアを活用することについてタクシー事業者団体が関係自治体に連絡・相談した上で実施する場合

イベント開催時等に観光客等の個別輸送需要が増加していることをタクシー事業者団体が把握し、車両が不足する理由・実施期間（時間帯）・実施地域・車両数等を記載した実施計画書を作成し、関係自治体に日本版ライドシェアを活用する旨を連絡・相談の上実施する。

タクシー事業者団体は、日本版ライドシェアの実施状況について継続的に関係自治体に情報共有するとともに運輸支局等に報告することとし、運輸支局等は必要に応じて、交通渋滞の悪化等の外部不経済を招くことのないよう供給の適正化を図ることとする。

また、当該イベント開催時等に交通規制が実施される場合においては、タクシー事業者団体が管轄の警察署に、開催地周辺において日本版ライドシェアの活用が行われる旨を情報共有し了知いただく。

(イ) 使用可能時間帯（※）

- ・(ア) Iの場合にあっては、イベント主催者等から要請された時間帯とする。
- ・(ア) IIの場合にあっては、タクシー事業者団体が、車両が不足すると判断した時間帯とする。

※複数日に渡り開催されるイベント及び花見や紅葉等の季節については、

原則として当該期間内において一時的な需要の増加が見込まれる時間帯に限り使用可能とする。

(ウ) 使用可能車両数

- ・(ア) Iの場合にあつては、イベント主催者等からの要請書に記載されている不足車両数の範囲内において運輸支局等が認める数とする。なお、運輸支局等においては、要望書に記載の不足車両数の範囲内でタクシー事業者からの申出を受理することとする。
- ・(ア) IIの場合にあつては、タクシー事業者団体が作成した実施計画書に記載されている不足車両数の範囲内において運輸支局等が認める数とする。なお、運輸支局等においては、実施計画書に記載の不足車両数の範囲内でタクシー事業者からの申出を受理することとする。

(エ) 運輸支局等への提出資料

【(ア) Iの場合】

臨時措置申出書（別添様式）及び下記事項を記載した要請書

（要請書への記載事項）

- ・ イベント等名
- ・ 開催日時・期間
- ・ 開催場所
- ・ 車両の不足が見込まれる時間帯
- ・ 不足車両数及び算出根拠

（不足車両数算出の例：イベント等予想動員数に開催地域におけるタクシーの分担率を乗じた数値と既存のタクシーによる輸送能力との差を不足車両とする。）

【(ア) IIの場合】

臨時措置申出書（別添様式）及び下記事項を記載したタクシー事業者団体からの日本版ライドシェア実施計画書

（実施計画書への記載事項）

- ・ 車両が不足する理由
- ・ 実施期間・時間帯
- ・ 実施地域
- ・ 不足車両数

(3) 営業区域外旅客運送について

日本版ライドシェアの参入意向を示すタクシー事業者のみでは、当該営業区域の不足車両数を充足できない場合、隣接する営業区域、所在する都道府県内の他の営業区域又は隣接する都道府県内の営業区域に営業所を有するタクシー事業者による日本版ライドシェアの実施を可能とする。

2. 災害時等における取扱いについて

(1) 災害発生時又は被災からの復旧過程において、一時的に個別輸送需要の増加が見込まれる場合について

① 日本版ライドシェアの活用が可能なケース

地震や台風等の災害発生時又は被災からの復旧過程で、一時的に個別輸送需要の増加が見込まれる場合において、地方公共団体や復旧・復興関係の移動ニーズを有する者から運送区域を管轄する運輸局等（運輸支局等を経由することも可とする。）に、下記事項を記載した要請書が提出され、運輸局等が必要と判断した場合、運輸局等が定めた期間において自家用車活用事業の活用を可能とする。

【要請書に記載する事項】

- ・自家用車活用事業の活用が必要な期間・時間帯
- ・必要な車両数
- ・運送が必要な区域
- ・自家用車活用事業の活用が必要な理由

② 手続

要請を受けた運輸局等は、必要に応じ本省等と調整の上、管轄区域内のタクシー事業者団体に対し、自家用車活用事業の活用が可能である旨通知することとする。

なお、自家用車活用事業はタクシー事業を補完する制度であることに鑑み、当該地域内のタクシー車両による輸送ニーズへの対応が困難な状況が見込まれることを前提とするとともに、運行管理上の観点から、運行する区域を営業区域とするタクシー事業者が優先的に対応するよう努めることとする。

また、地域内でのサービスの完結が困難な場合は、道路運送法第20条第1号を準用し、被災した営業区域外のタクシー事業者による自家用車活用事業の活用も可能とする。

③ 運賃設定

3.(2)において認められている時間制運賃を適用する場合は、自家用車活用事業の実施主体であるタクシー事業者の時間制運賃を適用することを可能とする。複数の目的地を経由する場合、運行前に運行の発地、着地及び経由地を記載した運行計画書を作成し、自家用車ドライバーに対して発行するとともに、運転に専念できるよう、運行開始前に地図アプリ等に目的地を入力することとする。

なお、キャッシュレス決済に加え、現金による運賃及び料金の支払いも可能である。

④ 車両への表示

自家用車活用事業の用に供する車両である旨の表示に加え、「自家用車活用

事業（災害関連輸送）」と表示することとする。

- (2) 自然災害や事故等により鉄道等の輸送機関に運休が生じた場合における運用手順は別紙4のとおりとする。

3. 運賃関係

(1) 協議運賃について

日本版ライドシェアにおいて、道路運送法第9条の3第3項に準じて、日本版ライドシェアを実施するタクシー事業者、地方公共団体、地方運輸局長、住民代表等による協議に基づく運賃及び料金（以下「協議運賃・料金」という。）を設定する場合の取扱いについては、以下のとおりとする。

- ① タクシーの協議運賃・料金が導入されている地域に限る。
- ② 適用する際には、事前に運賃額を確定すること。
- ③ 需要の繁閑に応じ、協議が調った一定の範囲で運賃を変動させることを可能とする。

(2) 時間制運賃制度について

時間制運賃についても、事前に運賃が確定することが一般的であるため、事前確定運賃制度に準ずるものとして解釈する。

※なお、目的地やルートなどは事前に利用者から聞き取りを行い、運行開始前にルートは確定させておくよう留意いただきたい。

4. 配車アプリを使用しない日本版ライドシェアの導入について

配車アプリを使用しない日本版ライドシェアの導入に当たっての具体的な手順について、以下のとおりとする。また、別添のとおり、ガイドラインについても参考にされたい。

(1) 配車依頼への対応について

- ① 利用者から配車アプリ以外の手段で配車依頼があった場合において、日本版ライドシェアによる運送サービスを提供する際には、タクシー事業者は、利用者から事前に承諾を得ることが必要である。
- ② タクシー事業者は、利用者から乗車地点及び降車地点を聞き取ったうえで、電子地図（一般的に流通しており、地図情報が定期的に更新される仕組みを持ったものに限る。以下同じ。）を用いて、合理的なルート（最短距離のルート等）及び運賃・料金を提示し、利用者の同意を得ることが必要である。
- ③ 運賃・料金については、電子地図を用いて算出したルートの距離制運賃（時間距離併用制運賃を除く。）に、地方運輸局長等が定めた係数（係数が定められていない営業区域については、人口規模別のみなし係数）を乗じたものとする（1円単位を四捨五入して算定するものであることとする。ただし、100m単位

の表示となる地図を使用する場合は、100m 単位で判断することとする。

- ④各種割増及び割引が適用されるが、通常時間帯と割増時間帯をまたぐ可能性のある場合においては、配車時にそれぞれの時間帯の比率を確定し、割増時間帯に割増運賃を適用できることとする。
- ⑤各種料金は事前確定運賃とは区分して適用することとする。
- ⑥運送途中で利用者の都合によって走行予定ルートや目的地を変更する場合は、自家用ドライバーは営業所に連絡し、変更地点を経由地として、新しい目的地までの距離を算出し、その総距離に応じて運賃を算出することが必要である。
- ⑦利用者による対価の支払いは、現金でも可能である。

(2) 利用者への伝達について

利用者に対しては、(1) ②の利用者の同意を得た後に、乗車地点に到着する車両の詳細（自動車登録番号等）及び到着までの所要時間を伝えることが必要である。

(3) 自家用車ドライバーへの伝達について

- ①タクシー事業者は登録ドライバーに対して、利用者の乗車地点及び降車地点を伝え、配車可能か確認する必要がある。
- ②自家用車ドライバーへの配車指示に当たっては、ルート、事前確定運賃額及び支払い方法を伝達することが必要である。その際、自家用車ドライバーは、可能な限り(1) ②のルート決定に使用した地図アプリと同じものを活用して運行を行うことが望ましい。
- ③運送の終了後には必ず運行管理者に運行が終了した旨報告するとともに、現金払いの場合については売上金をタクシー事業者に引渡すことが必要である。

5. 貨客混載に関する取扱いについて

(1) 「旅客自動車運送事業者が旅客自動車運送事業の用に供する事業用自動車を用いて貨物自動車運送事業を行う場合及び貨物自動車運送事業者が貨物自動車運送事業の用に供する事業用自動車を用いて旅客自動車運送事業を行う場合における許可の取扱い及び運行管理者の選任について」（平成29年8月7日付け国自安第97号、国自旅第128号、国自貨第64号）により、日本版ライドシェアを実施する法人タクシー事業者は、一般貨物自動車運送事業の許可を取得することができる。

(2) 日本版ライドシェアを実施する法人タクシー事業者が、一般貨物自動車運送事業の許可を取得した場合に、同事業者において実施する日本版ライドシェアに使用する自家用車について、「年末及び夏期等繁忙期におけるトラック輸送対策について」（平成15年2月14日付け国自貨第91号）に基づく有償運送の許可を取得することで、同車両を貨物の運送に使用することができる。

(3) (1)、(2) より、日本版ライドシェアを実施する法人タクシー事業者が、一般貨物自動車運送事業の許可を取得することに加え、有償運送の許可を受け

た場合には、当該日本版ライドシェアを実施できる地域・時期・時間帯において、当該日本版ライドシェアの用に供する車両に関して、貨客混載制度を活用することができる。

6. その他

(1) モニタリングについて

1もしくは2を活用し、日本版ライドシェアを運行したタクシー事業者は、「法人タクシー事業者による交通サービスを補完するための地域の自家用車・一般ドライバーを活用した有償運送の許可に関する取扱いについて」（令和6年3月29日付国自安第181号、国自旅第431号、国自整第282号）に基づき自家用車の活用状況について記録し、以下の項目について運輸支局等からの求めに応じて報告することとする。

- ・ 運行を実施した交通圏
- ・ 自家用車の使用車両数
- ・ 自家用車の実車回数
- ・ 輸送人員

(2) 営業所単位での使用可能車両数の台数制限について

営業所ごとに配分された稼働可能な日本版ライドシェア車両数について、同事業者の営業所間における融通を可能とする。

※上記取扱いを行う場合、運行管理が遺漏なき行われるよう徹底されたい。

(3) 費用負担について

日本版ライドシェアの実施に当たって必要な諸経費（下記参照）については、通常のタクシー事業において、タクシー事業者が負担している諸経費と同様に、タクシー事業者が負担することにより、一般ドライバーの適切な労働条件の確保に万全を期していただくよう、管区内の事業者に周知徹底されたい。

（タクシー事業者が負担すべき諸経費の例）

- ・ 燃料費または相当額の手当
- ・ 有料道路利用料（実車時に限る）※利用者から徴収
- ・ 配車アプリ通信費
- ・ ドライブレコーダーやアルコールチェッカー等の導入費
- ・ 日本版ライドシェアの用に供する車両である旨を表示するステッカー等
- ・ 交通費（タクシー車両を使用するために営業所まで向かう場合）
- ・ 健康診断受診費用
- ・ 適性診断受診費用
- ・ 点検整備費用

廃止事務連絡一覧

- ・雨天時における自家用車活用事業の使用可能車両数について（令和6年6月28日事務連絡）
- ・イベント開催時における輸送力向上方策について（令和6年8月5日事務連絡）
- ・雨天時・酷暑 における自家用車活用事業の使用可能車両数について（令和6年8月5日事務連絡）
- ・地域における輸送ニーズに対して十分な移動の足が確保できない場合の対応について（令和6年8月5日事務連絡）
- ・災害対応時における自家用車活用事業の活用について（令和6年9月10日事務連絡）
- ・自家用車活用事業における貨客混載に関する取扱いについて（令和6年9月10日事務連絡）
- ・自家用車活用事業による協議運賃の取扱いについて（令和6年9月10日事務連絡）
- ・配車アプリを使用しない自家用車活用事業の導入について（令和6年9月10日事務連絡）
- ・イベント開催時等における輸送力向上方策について（令和6年10月25日事務連絡）
- ・自家用車活用事業における営業所単位での使用可能車両数の台数制限について（令和6年10月28日事務連絡）
- ・自家用車活用事業における運賃料金制度の解釈について（令和6年11月27日事務連絡）
- ・自家用車活用事業における費用負担について（令和6年11月27日事務連絡）
- ・酷暑時における自家用車活用事業の試行運用について（令和7年7月31日事務連絡）
- ・災害時等における日本版ライドシェアの取扱いについて（令和7年11月5日事務連絡）

各営業区域において確認する降水量予報

営業区域 (主要都市)	リンク先
特別区・武三交通圏 (千代田区)	https://tenki.jp/forecast/3/16/4410/13101/1hour.html
京浜交通圏 (横浜市)	https://tenki.jp/forecast/3/17/4610/14100/1hour.html
名古屋交通圏 (名古屋市)	https://tenki.jp/forecast/5/26/5110/23100/1hour.html
京都市域交通圏 (京都市)	https://tenki.jp/forecast/6/29/6110/26100/1hour.html
札幌交通圏 (札幌市)	https://tenki.jp/forecast/1/2/1400/1100/1hour.html
仙台市 (仙台市)	https://tenki.jp/forecast/2/7/3410/4100/1hour.html
県南中央交通圏 (さいたま市)	https://tenki.jp/forecast/3/14/4310/11100/1hour.html
千葉交通圏 (千葉市)	https://tenki.jp/forecast/3/15/4510/12100/1hour.html
大阪市域交通圏 (大阪市)	https://tenki.jp/forecast/6/30/6200/27100/1hour.html
神戸市域交通圏 (神戸市)	https://tenki.jp/forecast/6/31/6310/28100/1hour.html
広島交通圏 (広島市)	https://tenki.jp/forecast/7/37/6710/34100/1hour.html
福岡交通圏 (福岡市)	https://tenki.jp/forecast/9/43/8210/40130/1hour.html

各営業区域において確認する気温予報

営業区域 (主要都市)	リンク先
特別区・武三交通圏 (千代田区)	https://tenki.jp/forecast/3/16/4410/13101/10days.html
京浜交通圏 (横浜市)	https://tenki.jp/forecast/3/17/4610/14100/10days.html
名古屋交通圏 (名古屋市)	https://tenki.jp/forecast/5/26/5110/23100/10days.html
京都市域交通圏 (京都市)	https://tenki.jp/forecast/6/29/6110/26100/10days.html
札幌交通圏 (札幌市)	https://tenki.jp/forecast/1/2/1400/1100/10days.html
仙台市 (仙台市)	https://tenki.jp/forecast/2/7/3410/4100/10days.html
県南中央交通圏 (さいたま市)	https://tenki.jp/forecast/3/14/4310/11100/10days.html
千葉交通圏 (千葉市)	https://tenki.jp/forecast/3/15/4510/12100/10days.html
大阪市域交通圏 (大阪市)	https://tenki.jp/forecast/6/30/6200/27100/10days.html
神戸市域交通圏 (神戸市)	https://tenki.jp/forecast/6/31/6310/28100/10days.html
広島交通圏 (広島市)	https://tenki.jp/forecast/7/37/6710/34100/10days.html
福岡交通圏 (福岡市)	https://tenki.jp/forecast/9/43/8210/40130/10days.html

災害時等における日本版ライドシェアの運用手順について

自然災害や事故等により鉄道等の輸送機関に運休が生じた場合における日本版ライドシェアの運用手順については、以下のとおりとする。

- (1) 自然災害や事故等により鉄道等の輸送機関に運休が生じた場合におけるタクシーの営業区域外旅客運送の運用及び日本版ライドシェアの運用緩和について（令和7年9月12日事務連絡）に基づき、タクシーの営業区域外旅客運送を適用しようとする際、各地方運輸局等は同交通圏のタクシー事業者に対して、日本版ライドシェアの運行曜日及び時間帯（以下「運行時間帯等」という。）の拡大の可否を確認する。
※なお、当該交通圏において日本版ライドシェアを実施している場合に限る。
- (2) タクシー事業者から要請があった場合、各地方運輸局等は、拡大する運行時間帯等を確認するとともに、本省に対してタクシー事業者の要請内容を報告する。
- (3) 本省は配車アプリ事業者に対して、タクシー事業者からの要請内容を連絡し、運行時間帯等の拡大を要請する。また、その際にシステム変更までに要する時間を確認する。さらに各地方運輸局等に対して、運行時間帯等が拡大される旨を連絡する。
※配車アプリ（独自の配車アプリを除く）による日本版ライドシェアを運行していない交通圏においては、③の対応は不要。
- (4) 各地方運輸局等はタクシー事業者に対して、運行時間等を拡大する旨を連絡する。また、配車アプリを導入している地域においては、システム対応が可能となる時間もあわせて連絡する。
※その際、複数の配車アプリを導入している交通圏においては、複数回の連絡となることに留意すること。
- (5) ただし、タクシー乗り場に旅客が滞留している等、旅客の利便が著しく損なわれるおそれがあり、日本版ライドシェアが当該旅客の滞留等の解消に寄与すると本省が判断した場合においては、営業区域外旅客運送の適用の有無に限らずに本省からアプリ事業者に運行時間帯等の拡大を要請する。
本省が運行時間帯等の拡大を要請する場合は、システム変更までに要する時

間を確認したうえで、各地方運輸局等に対して、運行時間帯等の拡大が可能となる時刻の目途を連絡する。なお、運行時間帯等の拡大が終了する時刻は、原則、拡大開始時刻の24時間後とするが、必要に応じて当該時刻を延長又は短縮できることとする。

各地方運輸局等はタクシー事業者に対して、上記について連絡する。

※配車アプリ（独自の配車アプリを除く）による日本版ライドシェアを運行していない交通圏においては、本省からアプリ事業者への連絡は不要。